

2010（平成22）年度 法学既修者入学試験問題

民法

（120分，総点150点）

試験開始の指示があるまで開かないこと

**注意**

1. 問題冊子は，表紙をふくめて4ページで，問題は3問ある。
2. 解答用紙は3枚配布する。解答は解答用紙に記入し，解答の末尾には，「以上」と明記すること。また，用紙が不足した場合には，追加の用紙を配布するので，挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として，白紙を1枚配布する。ただし，下書き用紙の提出は認めないので，必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号，氏名記入は，監督者の指示によること。また，「管理番号」欄は，大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には，応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお，試験中の発病等やむを得ない場合には，挙手により監督者に知らせ，その指示に従うこと。
7. 試験終了後は，監督者の指示があるまで，各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は，各自で持ち帰ること。

## 第1問

Aは、金融業者Xから融資を受けるに際して、Xより、Aの知人であるYを債務者に立てればより多額の融資をしてもよいとの申し出でを受けた。Aはその申し出でに従うことにし、その後、Xの指示により、Xの従業員BとともにYのもとを訪れ、金銭消費貸借契約の借主としてYの名前を使わせてくれるよう依頼した。その際、AはYに対して、「貸付金の返済はすべて自分が責任を持って行うのであなたは一切支払う必要はない」と述べ、また、Bは、「このような融資の仕方は世間ではよく行われている。Aの支払いが滞ってあなたから返済してもらうような事態は生じないはずだから心配いらない」などと述べてYを説得した。

その結果、Yは、融資の利益も返済の負担もAに帰属し、自分は実際には名目上の借主になるだけであると考え、Bの持参した金銭消費貸借契約書の借主欄に署名・押印した（Bは契約締結権限を有していたものとする）。翌日、XからYの口座に融資金が振り込まれ、Yはただちにその全額をAの口座に振り込んだ。その後AはXに分割払いの方法で借入金の返済を行っていたが、急激な景気の悪化により経済的に破綻し、返済ができなくなった。XからYに対して残債務全額の返済を請求してきた場合に、YがXの請求に応じなくてもよいという結論を導くためにはどのような法律構成が考えられるだろうか。論拠を示して答えなさい。なお、商法その他特別法の規定については考慮しなくてよい。 (50点)

## 第2問

Xは果物等の販売店を営んでいたところ、Yが品質のよい完熟マンゴーを仕入れているという話を聞き、平成21年6月30日、Yとの間で、完熟マンゴー10箱（1箱5個入り）を代金35万円で購入し、同年7月15日にYが所有する倉庫に完熟マンゴー10箱を引き取りに行き、代金は翌8月末に支払うことで合意した。

Yは、上記売買契約に基づき、同年7月15日、Xが引き取りに来ればいつでも引き渡せるように、運び出しの作業員を手配するなどして倉庫に保管してある完熟マンゴー10箱を運び出せるように準備していた。

ところが、Xが、同日、完熟マンゴー10箱を引き取りに来ることはなかったため、Yは、その後、再三にわたってXに対し、完熟マンゴー10箱を早く引き取りに来るように求めた。にもかかわらず、Xは、いっこうに引き取りに来なかった。

以上の事実関係をもとに、以下の各場合について答えなさい。

(1) その後、Yの倉庫は、平成21年8月15日、隣家で発生した火災により、全焼し、倉庫内にあった完熟マンゴー10箱はすべて焼失してしまい、倉庫内のマンゴーはなくなってしまった。

ア この場合、Xは、Yに対して、さらに完熟マンゴー10箱の引渡しを求めることができるか。 (20点)

イ YのXに対する完熟マンゴー10箱の売買代金債権はどうか。 (15点)

(2) このままでは、完熟マンゴーの品質が劣化してしまい、また、倉庫での保管経費も増大することから、Yは、平成21年8月15日、倉庫に保管していた完熟マンゴー10箱をZに売却したが、品質が低下したことや売り急いだことなどから、15万円でしか売れなかった。

この場合、Yは、Xに対し、Xとの売買代金35万円と上記売買代金15万円との差額について、損害賠償を請求することができるか。 (15点)

### 第3問

Pの家は地域では有名な旧家であった。Pの妻Qはすでに死亡している。その後、Pが死亡してPの相続が開始した。PにはC、D、Eの3人の子がおり、それぞれ、妻や子どもたちとともに、P所有の広い屋敷に同居してPと共に生活をしていた。Cには妻Fとの間に未成年の子G、Hがいた。ところが、Cは、Pの死亡後、その遺産分割が終了する前に急死してしまった。そこで、残ったDとEは、早急にPの遺産の処理をするため、また、Pの遺産が分散してしまうのを嫌う気持ちから、Pの全部の遺産をDに相続させて、その代わり、Dが亡Cの家族であるF、G、Hの面倒をみるということにして、他の相続人は全員Pの相続について相続の放棄をすることを打ち合わせた。そして、未成年であるG、Hについては、Fが親権者としてPの相続について相続放棄の手続きをとることにした。やがて、F、D、Eが家庭裁判所に相続放棄申述受理の申立てをして受理され、Pの遺産はすべてDに帰属することとなった。ところが、その後、Dは、当初の約束に反して、FやG、Hの世話を充分しないばかりか、FやG、Hに対して、家から出てゆけといわんばかりに、つらくあたるようになった。そこで、憤懣やるかたないGとHは、成人に達したのち、自分たちの相続の放棄を無効にしたいと考えるようになった。G、Hは相続放棄を無効だと主張できるか論じなさい。(50点)